

新旧対照表

改定後（案）	現行	備考																																																						
<p>熊本市都市計画法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱</p> <p>制定 令和4年3月16日 都市政策課長決裁 改正 令和6年2月27日 開発指導課長決裁</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、熊本市都市計画法施行細則（平成8年規則第16号。以下「細則」という。）第34条の規定に基づき、細則に規定する書類に記載すべき事項及びその様式を定めるものとする。 （記載すべき事項） 第2条 細則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。 （様式） 第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="217 933 1016 1433"> <thead> <tr> <th>細則の条項</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2条</td> <td>設計説明書</td> <td>様式第1号</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>従前の公共施設一覧表</td> <td>様式第1号付表1</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>新設する公共施設一覧表</td> <td>様式第1号付表2</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>付替えに係る公共施設一覧表</td> <td>様式第1号付表3</td> </tr> <tr> <td>第3条第3号</td> <td>設計概要書</td> <td>様式第2号</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号</td> <td>開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書</td> <td>様式第3号</td> </tr> <tr> <td>第3条第6号</td> <td>工事施行者の能力に関する申告書</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>開発行為に関する協議書</td> <td>様式第5号</td> </tr> </tbody> </table>	細則の条項	書類の名称	様式	第2条	設計説明書	様式第1号	第2条	従前の公共施設一覧表	様式第1号付表1	第2条	新設する公共施設一覧表	様式第1号付表2	第2条	付替えに係る公共施設一覧表	様式第1号付表3	第3条第3号	設計概要書	様式第2号	第3条第5号	開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書	様式第3号	第3条第6号	工事施行者の能力に関する申告書	様式第4号	第4条	開発行為に関する協議書	様式第5号	<p>熊本市都市計画法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱</p> <p>制定 令和4年3月16日 都市政策課長決裁</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、熊本市都市計画法施行細則（平成8年規則第16号。以下「細則」という。）第34条の規定に基づき、細則に規定する書類に記載すべき事項及びその様式を定めるものとする。 （記載すべき事項） 第2条 細則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。 （様式） 第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1102 933 1901 1433"> <thead> <tr> <th>細則の条項</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2条</td> <td>設計説明書</td> <td>様式第1号</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>従前の公共施設一覧表</td> <td>様式第1号付表1</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>新設する公共施設一覧表</td> <td>様式第1号付表2</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>付替えに係る公共施設一覧表</td> <td>様式第1号付表3</td> </tr> <tr> <td>第3条第3号</td> <td>設計概要書</td> <td>様式第2号</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号</td> <td>開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書</td> <td>様式第3号</td> </tr> <tr> <td>第3条第6号</td> <td>工事施行者の能力に関する申告書</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>開発行為に関する協議書</td> <td>様式第5号</td> </tr> </tbody> </table>	細則の条項	書類の名称	様式	第2条	設計説明書	様式第1号	第2条	従前の公共施設一覧表	様式第1号付表1	第2条	新設する公共施設一覧表	様式第1号付表2	第2条	付替えに係る公共施設一覧表	様式第1号付表3	第3条第3号	設計概要書	様式第2号	第3条第5号	開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書	様式第3号	第3条第6号	工事施行者の能力に関する申告書	様式第4号	第4条	開発行為に関する協議書	様式第5号	<p>手引き</p> <p>第五章 27P~</p>
細則の条項	書類の名称	様式																																																						
第2条	設計説明書	様式第1号																																																						
第2条	従前の公共施設一覧表	様式第1号付表1																																																						
第2条	新設する公共施設一覧表	様式第1号付表2																																																						
第2条	付替えに係る公共施設一覧表	様式第1号付表3																																																						
第3条第3号	設計概要書	様式第2号																																																						
第3条第5号	開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書	様式第3号																																																						
第3条第6号	工事施行者の能力に関する申告書	様式第4号																																																						
第4条	開発行為に関する協議書	様式第5号																																																						
細則の条項	書類の名称	様式																																																						
第2条	設計説明書	様式第1号																																																						
第2条	従前の公共施設一覧表	様式第1号付表1																																																						
第2条	新設する公共施設一覧表	様式第1号付表2																																																						
第2条	付替えに係る公共施設一覧表	様式第1号付表3																																																						
第3条第3号	設計概要書	様式第2号																																																						
第3条第5号	開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書	様式第3号																																																						
第3条第6号	工事施行者の能力に関する申告書	様式第4号																																																						
第4条	開発行為に関する協議書	様式第5号																																																						

第5条	開発行為変更許可申請書	様式第6号
第6条	開発行為変更届出書	様式第7号
第7条	既存権利届出書	様式第8号
第9条	工事着手届出書	様式第9号
第10条	地位承継届出書	様式第10号
第11条	地位承継承認申請書	様式第11号
第14条	工事完了公告前建築等承認申請書	様式第12号
第15条	建築物特例許可申請書	様式第13号
第15条第1号	建築物概要書	様式第14号
第16条	予定建築物等以外の建築等許可申請書	様式第15号
第17条	予定建築物以外の建築等に関する協議書	様式第15号の2
第19条	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に関する協議書	様式第15号の3
第20条	建築等許可申請書	様式第16号
第22条	開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書	様式第17号
第22条	建築に関する証明書の交付申請書	様式第17号の2
第22条	建築に関する証明書の交付申請書	様式第17号の3
第25条	開発登録簿写し交付申請書	様式第18号
第33条第1号	計画提案説明書	様式第19号
第33条第2号	周辺環境等への影響に関する資料	様式第20号
第33条第3号	地権者及び周辺住民等への説明に関する資料	様式第21号
第34条第1項第1号	公共施設管理者開発行為同意書	様式第22号
第34条第1項第2号	管理予定者との協議経過書	様式第23号

第5条	開発行為変更許可申請書	様式第6号
第6条	開発行為変更届出書	様式第7号
第7条	既存権利届出書	様式第8号
第9条	工事着手届出書	様式第9号
第10条	地位承継届出書	様式第10号
第11条	地位承継承認申請書	様式第11号
第14条	工事完了公告前建築等承認申請書	様式第12号
第15条	建築物特例許可申請書	様式第13号
第15条第1号	建築物概要書	様式第14号
第16条	予定建築物等以外の建築等許可申請書	様式第15号
第17条	予定建築物以外の建築等に関する協議書	様式第15号の2
第19条	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に関する協議書	様式第15号の3
第20条	建築等許可申請書	様式第16号
第22条	開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書	様式第17号
第22条	建築に関する証明書の交付申請書	様式第17号の2
第22条	建築に関する証明書の交付申請書	様式第17号の3
第25条	開発登録簿写し交付申請書	様式第18号
第33条第1号	計画提案説明書	様式第19号
第33条第2号	周辺環境等への影響に関する資料	様式第20号
第33条第3号	地権者及び周辺住民等への説明に関する資料	様式第21号
第34条第1項第1号	公共施設管理者開発行為同意書	様式第22号
第34条第1項第2号	管理予定者との協議経過書	様式第23号

第34条第1項第3号	都市計画提案書	様式第24号
第34条第1項第4号	土地所有者等の同意を証する書類	様式第25号
第34条第1項第5号	計画提案書及び図書と併せて提出することができる書面	様式第26号
第34条第1項第6号	開発行為同意書	様式第27号
第34条第1項第6号	開発区域内権利者一覧表	様式第27号付表
第34条第1項第7号	設計者の資格に関する申告書	様式第28号
第34条第1項第8号	開発登録簿調書	様式第29号

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第34条第1項第3号	都市計画提案書	様式第24号
第34条第1項第4号	土地所有者等の同意を証する書類	様式第25号
第34条第1項第5号	計画提案書及び図書と併せて提出することができる書面	様式第26号
第34条第1項第6号	開発行為同意書	様式第27号
第34条第1項第6号	開発区域内権利者一覧表	様式第27号付表
第34条第1項第7号	設計者の資格に関する申告書	様式第28号
第34条第1項第8号	開発登録簿調書	様式第29号

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

開発許可申請の手引き 新旧対照表

改定後（案）	現行	備考
<p>開発行為許可等事務連絡会議設置要綱</p> <p>制定 平成 4年 4月 制定 改正 平成 22年 6月 22日 開発景観課長決裁 平成 24年 4月 26日 開発景観課長決裁 平成 28年 3月 31日 開発景観課長決裁 平成 30年 6月 6日 開発景観課長決裁 平成 31年 3月 29日 開発景観課長決裁 令和 2年 3月 31日 開発指導課長決裁 令和 3年 3月 22日 都市建設局長決裁 令和 4年 2月 25日 開発指導課長決裁 令和 5年 3月 28日 開発指導課長決裁 <u>令和 6年 2月 16日 開発指導課長決裁</u></p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、開発許可等事務連絡会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等の許可に伴う事務を迅速、かつ適正に処理するため、開発許可等事務連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。 （所掌事務） 第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 開発行為の許可等を受けようとする者が提出した図書のうち、開発行為等の規模が1ヘクタール以上のもので特に連絡調整を要する事項 (2) その他委員長が必要と認めた事項 （組織） 第4条 連絡会議の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。 （委員長）</p>	<p>開発行為許可等事務連絡会議設置要綱</p> <p>制定 平成 4年 4月 制定 改正 平成 22年 6月 22日 開発景観課長決裁 平成 24年 4月 26日 開発景観課長決裁 平成 28年 3月 31日 開発景観課長決裁 平成 30年 6月 6日 開発景観課長決裁 平成 31年 3月 29日 開発景観課長決裁 令和 2年 3月 31日 開発指導課長決裁 令和 3年 3月 22日 都市建設局長決裁 令和 4年 2月 25日 開発指導課長決裁 令和 5年 3月 28日 開発指導課長決裁</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、開発許可等事務連絡会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等の許可に伴う事務を迅速、かつ適正に処理するため、開発許可等事務連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。 （所掌事務） 第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。 (3) 開発行為の許可等を受けようとする者が提出した図書のうち、開発行為等の規模が1ヘクタール以上のもので特に連絡調整を要する事項 (4) その他委員長が必要と認めた事項 （組織） 第4条 連絡会議の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。 （委員長）</p>	<p>手引き 第五章 31P~</p>

第5条 連絡会議に委員長を置き、開発指導課長の職をもって充てる。

2 連絡会議の委員長は、連絡会議の会務を総括する。

(議事)

第6条 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 連絡会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 議長は、必要があると認めるときは、審査事項に関係ある者を連絡会議に出席させることができる。

(小委員会)

第7条 削除

(代理出席)

第8条 委員は、その者の職務上の代理者を連絡会議に出席させ、その委員の職務にあたらせることができる。

(報告)

第9条 委員長は、特に重要と思われる審議事項に関し、その経過等について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 連絡会議の事務局は、都市建設局都市政策部開発指導課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第5条 連絡会議に委員長を置き、開発指導課長の職をもって充てる。

2 連絡会議の委員長は、連絡会議の会務を総括する。

(議事)

第6条 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 連絡会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 議長は、必要があると認めるときは、審査事項に関係ある者を連絡会議に出席させることができる。

(小委員会)

第7条 削除

(代理出席)

第8条 委員は、その者の職務上の代理者を連絡会議に出席させ、その委員の職務にあたらせることができる。

(報告)

第9条 委員長は、特に重要と思われる審議事項に関し、その経過等について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 連絡会議の事務局は、都市建設局都市政策部開発指導課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

開発許可等事務連絡会議委員

別表 1

名称	局	部	課
委員長	都市建設局	都市政策部	開発指導課長
委 員	都市建設局	都市政策部	都市政策課長
			建築指導課長
			市街地整備課長
			都市デザイン課長
			都市安全課長
		交通政策部	交通企画課長
			移動円滑推進課長
			自転車利用推進課長
		土木部	土木総務課長
			道路計画課長
			道路整備課長
			道路保全課長
			河川課長
		森の都推進部	みどり政策課長

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

開発許可等事務連絡会議委員

別表 1

名称	局	部	課
委員長	都市建設局	都市政策部	開発指導課長
委 員	都市建設局	都市政策部	都市政策課長
			建築指導課長
			市街地整備課長
			都市デザイン課長
			都市安全課長
		交通政策部	交通企画課長
			移動円滑推進課長
			自転車利用推進課長
		土木部	土木総務課長
			道路計画課長
			道路整備課長
			道路保全課長
			河川課長
		森の都推進部	みどり政策課長

		みどり公園課長
		<u>削る</u>
	住宅部	住宅政策課長
政策局	総合政策部	政策企画課長
文化市民局	危機管理防 災部	危機管理課長
		防災計画課長
		防災対策課長
	文化創造部	文化財課長
	市民生活部	地域活動推進課長
	市民生活部	生活安全課長
健康福祉局	高齢者支援 部	高齢福祉課長
		介護事業指導課長
	障がい者支 援部	障がい福祉課長
	保健衛生部	医療 <u>対</u> 策課長
		生活衛生課長
食品保健課長		
こども局	こども育成 部	こども政策課長
		こども支援課長
		保育幼稚園課長
環境局	環境推進部	環境政策課長
		水保全課長

		みどり公園課長
		<u>花とみどり協働課長</u>
	住宅部	住宅政策課長
政策局	総合政策部	政策企画課長
	危機管理防 災部	危機管理課長
		防災計画課長
		防災対策課長
文化市民局	文化創造部	文化財課長
	市民生活部	地域活動推進課長
		生活安全課長
健康福祉局	高齢者支援 部	高齢福祉課長
		介護事業指導課長
	障がい者支 援部	障がい福祉課長
	保健衛生部	医療 <u>政</u> 策課長
		生活衛生課長
食品保健課長		
こども局	こども育成 部	こども政策課長
		こども支援課長
		保育幼稚園課長
環境局	環境推進部	環境政策課長
		水保全課長

	資源循環部	事業ごみ対策課長
		浄化対策課長
経済観光局	産業部	商業金融課長
		企業立地推進課長
	観光交流部	観光政策課長
農水局	農政部	農業政策課長
		農地整備課長
	北東部農業振興センター	基盤整備課長
	西南部農業振興センター	基盤整備課長
中央区役所	区民部	総務企画課長
		中央区土木センター所長
東区役所	区民部	総務企画課長
		東区土木センター所長
西区役所	区民部	総務企画課長
		西区土木センター所長
南区役所	区民部	総務企画課長
		南区土木センター所長
北区役所	区民部	総務企画課長
		北区土木センター所長
消防局	中央消防署長	
	東消防署長	

	資源循環部	事業ごみ対策課長
		浄化対策課長
経済観光局	産業部	商業金融課長
		企業立地推進課長
	観光交流部	観光政策課長
農水局	農政部	農業政策課長
		農地整備課長
	北東部農業振興センター	基盤整備課長
	西南部農業振興センター	基盤整備課長
中央区役所	区民部	総務企画課長
		中央区土木センター所長
東区役所	区民部	総務企画課長
		東区土木センター所長
西区役所	区民部	総務企画課長
		西区土木センター所長
南区役所	区民部	総務企画課長
		南区土木センター所長
北区役所	区民部	総務企画課長
		北区土木センター所長
消防局	中央消防署長	
	東消防署長	

		西消防署長	
		南消防署長	
		北消防署長	
上下水道局	総務部	給排水設備課長	
	計画整備部	計画調整課長	
	維持管理部	水道維持課長	
下水道維持課長			
教育委員会 事務局	教育総務部	学校施設課長	
	学校教育部	指導課長	
農業委員会 事務局	副事務局長		
事務局	都市建設局	都市政策部	開発指導課長

		西消防署長	
		南消防署長	
		北消防署長	
上下水道局	総務部	給排水設備課長	
	計画整備部	計画調整課長	
	維持管理部	水道維持課長	
下水道維持課長			
教育委員会 事務局	教育総務部	学校施設課長	
	学校教育部	指導課長	
農業委員会 事務局	副事務局長		
事務局	都市建設局	都市政策部	開発指導課長